

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県

## 2 構造改革特別区域の名称

〇〔IT〕A高度情報化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

大分県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

大分県は、九州北東部に位置し、豊かな自然を背景に農水産業が盛んである一方、鉄鋼、化学、自動車、半導体、電子・電気機器、造船など多種多様な企業が立地しており、活発な経済産業活動を行っている。本県の一人あたりの県民所得は約260万円で全国的には中位に位置し、県内総生産（平成14年度 県民経済計算）では製造業が23.3%、サービス業が20.3%を占め、製造業と商業を中心とした産業構造となっている。

本県における情報通信業の有業者数の割合は1.1%（平成14年度就業構造基本調査）であり全国平均2.7%よりも低くなっているが、IT人材の需要は徐々に強くなってきており、企業におけるコンピュータを活用した業務の普及を考慮すると今後もその傾向は強まるものと思われる。

日本経済が景気回復する中で、県内の景気も製造業主導で緩やかに持ち直す動きが続いているが、地域・業種・企業規模等によっては引き続き厳しい経済情勢にあり、経済の格差は広がっている。本県では戦略的に産業経済の基盤を構築していく必要から『おおいた産業活力創造戦略』を策定し、「頑張る者が報われる地域社会」を目指して、鋭意取り組みを進めているところである。特に情報通信業は、情報通信技術の活用による電子商取引の普及や生産性向上など、他産業に直結する重要な産業基盤であり、急速な成長を遂げている分野である。本県では「豊の国ハイパーネットワーク」の整備により県内全域を光ファイバ網で結ぶなど情報社会の基盤整備やITベンチャー企業育成を目的としたインキュベーション施設「iプラザ」の運営や各種支援、産業を支える高度IT人材の育成のための技術教育、産学官連携によるインターンシップの推進など県内の情報化に対応できるように施策を進めてきた。

しかし、インターネットを中心にした情報化が進展する中、ネットワーク技術、情報セキュリティ技術などのIT技術を身につけた人材の需要は強く、県内のIT企業をはじめ情報化を推進する中小企業に対して十分な人材を供給しきれていないのが現状である。そのため基本的なIT技術を習得したIT人材の裾野の拡大が喫緊の課題であり、これを促進する施策展開が強く求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

インターネットが急速に普及する中、ユビキタス社会に向けて新たな製品やサービスも生まれてきており、IT技術は今後もますます進展することが見込まれる。県内産業の活性化を図っていくためには、コンピュータやインターネットなどのIT技術を利活用して、多様化した消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品やサービスを開発することが必要であり、県内企業の情報化への対応は不可欠なものとなってきている。

こうした状況の下、これまで県ではIT人材に資する事業を重点的・主体的に実施するとともに、次世代産業を支える人材育成ネットワークの形成を目指し各中小企業支援機関や教育機関との連携も図ってきた。中でも県内専門学校はその重要な一翼を担っており、専門学校での取り組みが県内産業の活性化に影響するものと思われる。このため、専門学校等が開設する講座の修了基準を満たすことにより初級システムアドミニストレータ試験又は基本情報技術者試験の午前試験の免除が認められる特

例措置を活用して、情報処理の国家資格を持つ有為な人材を育成し、多くの人材を県内企業に輩出することは、企業の情報化の促進につながるとともに地域社会における情報化の促進にもつながるものと考えられる。

当該特例措置の対象である初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験は、情報処理に関する国家試験のうち最も基本となる資格として位置づけられている。これらの国家試験に合格するためには、情報処理技術などの幅広い知識が必要であり、当該特例措置を活用することで、受験者は一時的な受験負担が軽減されることになる。さらに受験機会の増加につながり、国家試験合格者の大幅な増加が見込まれる。また、これら国家資格の取得を希望する学生の増加が予想され、IT人材の裾野の拡大にも寄与するものと期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特区申請は、地域産業を支える若手IT人材の育成を目指すものであることから、合格率の向上及び高度情報化社会の形成を目標として掲げる。

### (1) 合格率の向上と若年人材確保

今回の特例措置となる午前試験の免除により、午後の実務的試験分野に集中できるなど、合格を目指す学生にとっては従来に比べ負担が大きく軽減され、合格率及び合格者数の向上が見込まれることから、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験においては、本事業の開始から3年後の平成20年を目途に、専修学校・各種学校の全国平均合格率の1.5倍以上」(下記参照)を目標数値とする。

【参考】初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験各試験合格率の推移(単位:%)

《初級システムアドミニストレータ》				《基本情報技術者》			
	専門学校		(参考)		専門学校		(参考)
	大分県	全国	全国全体		大分県	全国	全国全体
13春	8.9	21.1	36.3	13春	19.2	13.6	17.5
13秋	39.9	32.1	37.1	13秋	8.3	8.6	12.1
14春	4.7	15.4	30.9	14春	30.0	17.3	18.7
14秋	34.0	26.1	32.3	14秋	13.1	14.2	15.6
15春	6.6	14.9	29.9	15春	6.2	10.6	13.3
15秋	29.7	21.9	27.7	15秋	19.7	17.5	20.2
16春	10.1	16.4	25.1	16春	21.0	15.7	16.5
16秋	33.2	26.7	30.2	16秋	17.0	16.9	16.0
17春	43.2	19.8	28.1	17春	22.4	16.5	14.3
17秋	29.6	19.9	27.4	17秋	9.2	14.0	12.8
《累計》	24.0	21.4	30.5	《累計》	16.6	14.5	15.7
			【目標】				【目標】
			全国専門学校の				全国専門学校の
			1.5倍				1.5倍
			32.1				21.7

(参考資料)情報処理技術者試験 大分県専修学校・各種学校合格率

また、これによって、大分県内のIT技術者をめざす学生の県外流失が抑えられ、今後さらに、より優秀な人材の確保が期待される。

### (2) 高度情報化地域の形成

高度IT人材を創出し、情報関連産業をはじめとした県内企業の人材を確保することで、県内基幹産業として次世代を担う当該産業の競争力強化とITベンチャー起業家の輩出による裾野の拡大を促し、製造・卸・流通その他の企業においてもIT活用型経営の導入等による情報化を推進し、地域経済全体の活性化を目指す。

更に、これら情報関連産業の発展と、「豊の国ハイパーネットワーク」等の情報通信基盤の整備により、情報ユビキタス社会の恩恵を県民が等しく享受でき、県民生活向上に資する高度情報化地域づくりを目指し、地域間競争を勝ち抜く力強い大分県の創造を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特区申請によって、次のような経済的社会的効果が期待できる。

### (1) 地域情報化基盤を整備できる人材の確保

高度情報化が急速に進展する中、県民が等しくIT社会の恩恵を受けるためには、基盤となるブロードバンドサービスの普及が求められている。携帯電話不感地域の解消、地上波デジタルへの円滑対応、「豊の国ハイパーネットワーク」の行政分野以外での利活用などがある。これらを整備していくためのIT人材の基礎技術をベースにした、さらに高度化した情報関連知識を習得できる体制が確立され、情報基盤の有効活用が図れるようになる。

### (2) 電子自治体を支援できる人材の確保

e-JAPAN計画により電子政府、電子自治体の構築が叫ばれている。しかしながら各自治体では人材不足やそのスピードの急激さ、また今後の急速な情報技術の変化に即応する費用の捻出に苦慮している。これを解決する方法として、各自治体が協力して共同アウトソーシングを実施したり、また地場民間業者へアウトソーシングを実施することなどが考えられる。これら共同アウトソーシングセンターや地場民間業者におけるIT人材を地場で確保できるようになる。

### (3) 県民が安心してIT利活用できる指導体制の確立

ITの利便性をすべての県民が享受し日常生活において積極的に活用するためにはNPOなどと行政が協働し県民の情報活用能力の向上を図る必要がある。またそのためには情報セキュリティの確保や個人情報保護に対する安全・安心の確保に向けた取り組みが必要である。これら県民の情報セキュリティ対策や個人情報保護の教育を支援できる人材を確保できる。

### (4) 中小企業支援体制の確立

県では、中小企業支援のため、ITを利用した経営革新や新事業の創出が円滑に行われるように、情報提供や各種セミナーの開催、高度IT人材の育成、ITベンチャーの支援などを各種団体と協力して実施している。基本的な知識を身につけたIT人材を本事業により確保することにより、即戦力となる高度IT人材育成が可能となる。

## 8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本県においては、大分県地域情報化計画のもと、高速・大容量かつ低廉なネットワークサービスを目的に、県域内において光ファイバ網やケーブルテレビ網などの情報基盤の整備を促進し高度情報通信社会づくりを行ってきた。

産業面においても、県内に情報関連産業の集積化を図るソフトパークを整備するとともに、中小企業における高度情報化を目指し、情報基盤の有効活用や経営・生産工程・商取引等の面でのIT活用型経営等を担う人材の育成や、県内発先進的IT技術の販路拡大へ向けた発信能力の向上に資する以下の事業等による支援策を実施している。

「中小企業情報化推進事業((財)大分県産業創造機構補助事業)」

情報化の急速な進展の下で、中小企業が大企業との情報格差を克服し、ITの導入、活用等による経営管理の合理化、高度化を円滑に推進できるよう、中小企業者に対し、企業経営等に関する各種の情報提供、電子商取引の促進等の支援を行なうことで、中小企業の情報化の推進と発展を図る。

「ITスペシャリスト研修」

情報産業関連企業のシステムエンジニアを対象に、必要とされる高度な技術研修を実施し、情報産

業の活性化を図るとともに、先進的開発手法等について修得することによって、情報産業の競争力を向上させることを目的として(財)大分県産業創造機構及び大分県情報サービス産業協会により実施。

#### 「ITインキュベート施設における創業支援」

情報関連産業の集積するソフトパークにおいて、県内ITベンチャー企業向け創業支援施設「iプラザ」を設置し、経営・技術支援等を行なうインキュベーション機能の拡充によりITベンチャーの質的量的創出を図る取り組みを実施。

#### 「高度IT人材育成事業」

フリーターや早期離職者などの30歳未満のいわゆる若年未就職者を対象に、県内の情報産業への就職を前提として、エンジニアとして必要な知識を習得し、資格を取得するプログラムを平成17年度から経済産業省ジョブカフェ事業により実施し、民間事業者におけるプログラム活用等により、一層の高度IT人材育成手法の普及展開を図る。

#### 「情報通信基盤の整備(豊の国ハイパーネットワーク)」

県では、情報通信格差を是正し、地域の振興・活性化を促進することを目的に、県内全域を光ファイバで網羅する情報通信ネットワークとして「豊の国ハイパーネットワーク」を整備し平成15年4月に全面運用を開始。県と市町村が1Gbpsで接続され、県内の自治体において推進している電子自治体の基幹情報通信網として利用し、情報通信環境が飛躍的に向上したことにより、行政事務の効率化・迅速化や住民サービスの向上に大きな効果をもたらすとともに、なお一層の有効活用を図るため、今後、民間利用を積極的に促進。

別紙1(特定事業番号:1131(1143))

## 1 特定事業の名称

1131(1143)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人電子開発学園九州KCS大分情報専門学校

学校法人善広学園総合技術工学院

職業訓練法人中津情報処理学園中津コンピュータカレッジ

## 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

## 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

(講座名)

■学校法人電子開発学園九州KCS大分情報専門学校

・初級システムアドミニストレータ講座(A) ※添付書類(1-8)に記載のとおり。

・初級システムアドミニストレータ講座(B) ※添付書類(1-9)に記載のとおり。

■学校法人善広学園総合技術工学院

・初級システムアドミニストレータ講座 ※添付書類(1-10)に記載のとおり。

■職業訓練法人中津情報処理学園中津コンピュータカレッジ

・初級システムアドミニストレータ講座 ※添付書類(1-11)に記載のとおり。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○KCS大分情報専門学校において平成15年4月1日から平成18年3月31日の期間に「情報化と経営」以外の履修計画科目と同等の科目を全て履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、同校において実施する「初級システムアドミニストレータ講座」のうち次に定める一教科「情報化と経営」分の内容を補講講座として受講することにより、本「初級システムアドミニストレータ講座」における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す合格基準点に達した者について、修了を認定する。

カリキュラム	主な内容	コマ数
情報化と経営	1 情報戦略	15
	2 企業会計	
	3 経営工学	
	4 情報システムの活用	
	5 関連法規と標準化	
	6 セキュリティ	

○総合技術工学院において平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に「初級システムアドミ

ニストレータ講座」履修計画と同等の科目を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在籍している者については、同校の実施する「初級システムアドミニストレータ講座」における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す合格基準に達した者について、修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行なう。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行なうとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

別紙2(特定事業番号:1132(1144))

### 1 特定事業の名称

1132(1144)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人電子開発学園九州KCS大分情報専門学校

学校法人善広学園総合技術工学院

職業訓練法人中津情報処理学園中津コンピュータカレッジ

### 3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

### 4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

(講座名)

■学校法人電子開発学園九州KCS大分情報専門学校

・基本情報技術者講座 ※添付書類(2-8)に記載のとおり。

■学校法人善広学園総合技術工学院

・基本情報技術者講座 ※添付書類(2-9)に記載のとおり。

■職業訓練法人中津情報処理学園中津コンピュータカレッジ

・基本情報技術者講座 ※添付書類(2-10)に記載のとおり。

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○当該講座の3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

○KCS大分情報専門学校において平成15年4月1日から平成18年3月31日の期間に「情報化と経営」以外の履修計画科目と同等の科目を全て履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、同校において実施する「基本情報技術者講座」のうち次に定める一教科「情報化と経営」分の内容を補講講座として受講することにより、本「基本情報技術者講座」における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す合格基準点に達した者について、修了を認定する。

カリキュラム	主な内容	コマ数
情報化と経営	1 情報戦略	15
	2 企業会計	
	3 経営工学	
	4 情報システムの活用	
	5 関連法規と標準化	
	6 セキュリティ	

○総合技術工学院において平成16年4月1日から平成18年3月31日の期間に「基本情報技術者講座」履修計画と同等の科目を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在籍している者に

については、同校において実施する「基本情報技術者講座」における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す合格基準に達した者について、修了を認定する。

### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行なう。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行なうとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。